

「（仮称）小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例等の制定」に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	（仮称）小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例等の制定
政策等の案の公表の日	平成28年12月15日（木）
意見提出期間	平成28年12月15日（木）から平成29年1月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	マイナンバーを利用して情報連携をする情報は番号法別表のどの事務と同様とみなしてどういった情報を連携するのですか？	D	<p>番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）別表第2の57の項の事務と内容が類似するとして、次の情報を連携します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの ・地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの ・児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ・特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
2	特定個人情報保護評価はどこで見られますか？	D	<p>小田原市ホームページ又は小田原市役所行政情報センターにて閲覧することができます。</p> <p>なお、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務は、特定個人情報保護評価指針中「4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務（1）ウ 対象人数が1,000人未満の事務」に</p>

		<p>該当しますので、特定個人情報保護評価書は作成しておりません。</p> <p>(特定個人情報保護評価書の公表ページ)</p> <p>http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/mynumber/tokuteikojinjohohoghyokasho.html</p>
--	--	---